

IX

地域後見推進研究会

先進事例ヒアリング

(配布資料)

第2回 平成28年度 地域後見推進研究会 (ヒアリング)

議事次第

日 時: 平成28年12月13日(火)
14時半から16時半まで
会 場: アルカディア市ヶ谷 私学会館
4階 「飛鳥」

議題

1. 開会

2. 議 事

(1)ヒアリング

- ・北信圏域権利擁護センター(特定非営利活動法人北信ふくしまねっと)
主任相談員 永池 幹 様
- ・大阪後見支援センター あいあいねっと(大阪府社会福祉協議会)
所長 坪田 真起子 様
- ・西播磨成年後見支援センター
たつの市 健康福祉部 地域包括支援課
主査 正野 潔 様
太子町 高年介護課
主任主査 高見 真輝子 様
- ・出雲成年後見センター
運営委員 西尾 和子 様

配付資料

【資料1】名簿

【資料2】北信圏域権利擁護センター 資料

【資料3】大阪後見支援センター 資料

【資料4】西播磨成年後見支援センター 資料

【資料5】出雲成年後見センター 資料

ヒアリング内容に対する回答

設問① なぜ、広域実施に取り組んだか。

【地域の概要】

北信地域とは、長野県の最北部に位置する全国有数の豪雪地帯で、6市町村（中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村）で構成されています。雪国としての特性を生かして、志賀高原、野沢温泉、斑尾高原などに代表されるワインタースポーツの基地として、また、湯田中、渋、野沢など温泉資源に恵まれた観光地として発展してきました。

管内の人口は、87,349人（平成28年4月1日現在）で、平成22年国勢調査結果と比較すると、全市町村で減少しており、93.1%となっています。また、65歳以上の老人人口が29,241人となっており、管内人口の33.5%を占め、県平均の30.4%を3.1ポイント上まわっています。

【北信圏域権利擁護センター広域設置の背景】

北信地域では障害者自立支援法の施行に伴い、平成19年1月から6市町村が実施主体となる「北信地域障がい福祉自立支援協議会」（以下「協議会」と表記）を設置し、障がいのある方々が地域で豊かに暮らしていくように、関係者が検討・協議をしてきました。

そして、この協議会に、障がい者の権利をどう支えていくかについて、幅広い観点から関係機関の連携協力体制を構築することを目的に「権利擁護部会」（以下「部会」と表記）が平成24年4月に新たに設置されました。

この部会の特徴としては、障がい者だけでなく高齢者の権利擁護支援のあり方についても検討するため、関係市町村の地域包括支援センターの職員が参加していることがあげられます。また、権利擁護支援について学習を続けていた任意組織「みんなのちから」（地域の社会福祉士、近隣の弁護士・司法書士等で構成）のメンバーも部会に参画し、そこで実際に成年後見業務を担う専門職の立場から地域の課題を提起したことは、部会の活動に大きく影響したと同時に部会も活性化していました。

部会では福祉事業者の意識調査や学習会等を重ね、地域における権利擁護支援の課題の抽出・分析を行いました。その結果として、権利擁護に関する理解が進んでいないことや成年後見制度の利用の必要性が高い事例があっても受任する専門職が少ないとなど判明し、権利擁護に関する相談・支援、権利擁護の啓発、成年後見の実務を担えるなどの総合的な対応ができる機関の設置が必要と取りまとめました。

さらに、地域に必要な施策実現に向けて検討協議をする「幹事会」（市町村の担当課長等で構成）では、部会のまとめを踏まえて、先進地視察（愛知県知多地域）や学習会等を開催するなど、北信地域における権利擁護のあり方について協議を重ねてきました。その結果、「（仮称）北信圏域権利擁護センター事業」の6市町村の共同設置を平成26年度の協議会における重点課題の一つとして掲げ、市町村においても必要な要綱の整備や予算化などが図られました。委託先としては、権利擁護に関する総合的な対応ができる専門性と実働性が担保される機関と位置づけられました。

平成27年5月に事業を委託するプロポーザルが実施され、前出の「みんなのちから」を活動ベースに設立されたNPO法人「北信ふくしまねっと」に決定され、同年6月より北信圏域権利擁護センター事業を運営し、現在に至っています。

設問② いま行っている成年後見制度の利用促進、市民後見に関する事業の内容

啓発事業（講演会等実施）

27年度 成年後見制度理解のための市民向け啓発 講談で学ぶ成年後見制度

28年度 行政向け権利擁護推進講演会 成年後見制度利用促進法と権利擁護
市民向け権利擁護推進ワークショップ 権利擁護の視点で市民活動
を考える

対人援助職のための権利擁護学習会（2回連続）

「 主体はだ・あ・れ？」～専門性と関係性について学ぶ～

啓発事業（関係団体向け講話）

各市町村民生委員会、障がい者関係団体の学習会等への参加

相談事業

日常的総合相談及び各市町村出張相談会実施

関係者会議・支援会議等への参加

後見受任者の後方支援

法人後見事業 法人後見人としての実務

※ 市民後見人養成については未実施であるが、将来的には実施していきたい

設問③ ②の事業展開に関して要する人員体制及びその兼務・役割分担

権利擁護センター事業は、常勤職員2名（うち1名は社会福祉士）非常勤職員1名
上記3名の体制で啓発事業、相談事業、法人後見事業を実施している。

権利擁護センター事業外で、法人独自の地域のふれあい拠点づくり事業（音楽を通じて
交流することを目的とした市町村巡回型居場所づくり）や権利擁護に関する研修会を会員
活動で開催している。

設問④ 広域実施にかかる費用とその分担

北信圏域権利擁護センター事業 委託金総額 13,400,000円（6市町村で経費を負担）
<毎年10月1日の長野県毎月人口移動調査結果数値の人口割75%、均等割25%で計算し、
6市町村で按分している>



北信圏域権利擁護センター事業委託

北信 6市町村にお住まいの方等からの
成年後見制度を含む権利擁護のあり方などについての総合相談をお受けします。
お気軽にご相談ください。

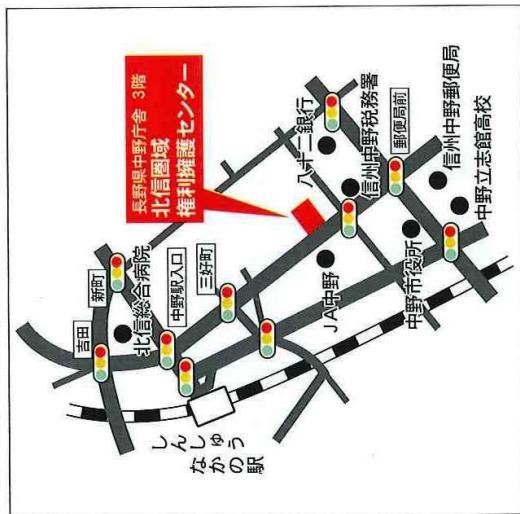
所在地

〒383-0022
長野県中野市中央1-4-19
長野県中野市役所 3階
TEL:0269-26-2266
FAX:0269-38-1007
E-MAIL:info@fukushi-mnet.org
URL:<http://fukushi-mnet.org/>

開設日

平日 午前8時30分～午後5時15分
(開館:土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日)
※電話は365日通じます。

北信圏域権利擁護センターの地図



特定非営利活動法人
北信ふくしまねっと

《理念》

「私たちは、一人ひとりの意思決定を基本とし、人命とその暮らしを尊重する活動をします。」
判断力に不安がある人も、誰もが人生の主体者として地域で共に暮らすためにあらゆる権利を守る提案と実践に専門性をもつて取り組みます。

北信圏域権利擁護センターの事業

1. むらしと権利擁護に関する総合相談
2. 成年後見制度に関する相談支援と実務
3. 権利擁護の普及、啓発
4. 市民後見人（サポーター）養成とその支援
5. 後見等実践者への支援



誰もが人生の主体者として、自分らしく
安心して地域で暮らし続けるための
権利擁護支援に取り組みます

「生き方は自分で決める！」でも、心配・不安… もしかして、一人ではできないかもしない ★そんな時は北信圏域権利擁護センターにご相談ください

私たち夫婦も高齢になつた。同居している知的に障がいのある一人娘の将来について心配。娘が安心して暮らしこそ続けるために今から将来に備えてしておくことはあるのだろうか？



知的障がい者の親 Cさん

施設入所している100歳の父の後見人をして施設入所したこと、自分も高齢になつて続けることが厳しくなってきた。他の兄弟も高齢で引き継ぐことはできない。代わってくれる人がいないかな…。



親族後見人 Aさん

物忘れが進んでいた近所の高齢者の家に最近、見知らぬ訪問客の姿を見かける。何か営業されているみたいだけど、だまされていいかな…。



民生委員 Dさん

一人暮らしの年配のご婦人宅に新聞の集金に行ったら、意味不明なことばかり言っていて集金できない。渡せた様子で、ゴミも片付いていない。このまま、何もせず新聞を配達していくいいだろうか。生活自体が心配だ。



新聞店主 Bさん

北信圏域権利擁護センターは、総合的に相談を受け、関係機関と連携しながら、それぞれの方の『自分らしい暮らし』に寄り添えるお手伝いをしています。

一緒に考えながら、課題解決に向けて、ご本人が自分らしく地域で暮らし続けるための様々な権利擁護のあり方を提案します。

判断力が低下しても、誰もが権利侵害されるごとなく、安心して暮らすため、必要に応じて法律行為を代行し、代弁を行います。

大阪府における市民後見人の 養成と活動支援



平成28年12月13日

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪後見支援センター

大阪府における事業実施状況

平成15～22年度 成年後見制度研究会・検討会

平成23年度(1市)

岸和田市

平成24年度(7市2町)

豊中市・高槻市・富田林市
河内長野市・泉南市・阪南市

忠岡町・岬町

平成25年度(11市2町)

池田市・東大阪市・羽曳野市
大阪狭山市

平成26年度(13市2町)

八尾市・泉佐野市

平成27年度(14市3町)

貝塚市・田尻町

平成28年度(16市3町)

枚方市・茨木市が新規実施

- 大阪市(24区)
 - 堺市(7区)
 - 大阪府
(31市9町1村・計41)
- 三者同一理念・基準**
・合同事務局会議を実施
・同一の「活動の基準
(マニュアル)」を運用

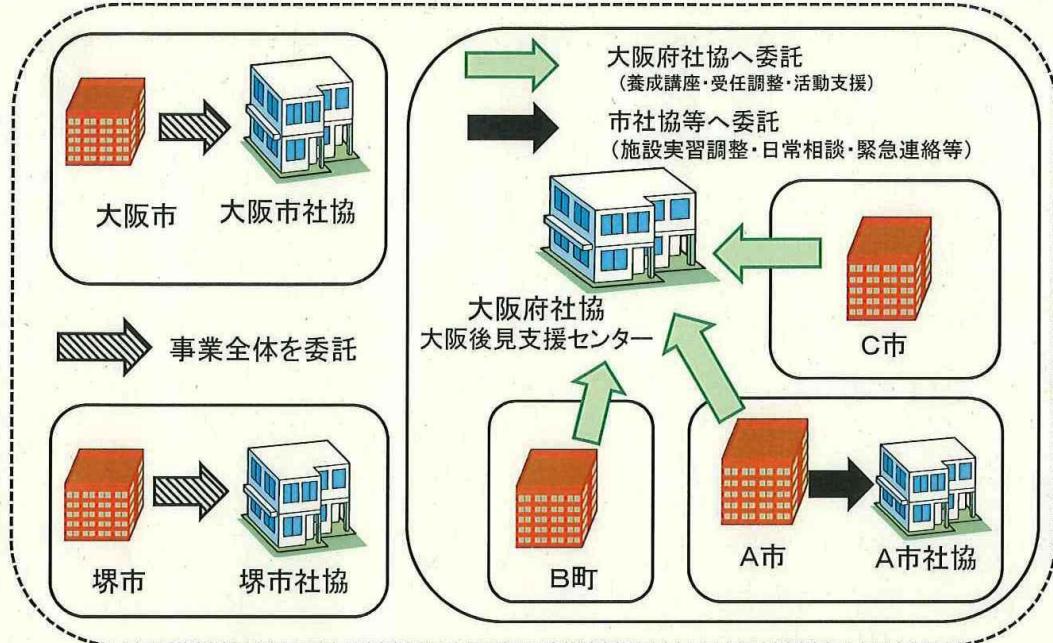


※色付は実施市町

目標: 大阪府内全域41市町村への展開

※大阪市(政令指定都市)は、平成18年度から養成開始
※堺市(政令指定都市)は、平成25年度から養成開始

大阪府の市民後見養成活動支援事業のしくみ



3

大阪府域・複数市町村による合同実施の利点

- 被後見人にとって(全市町村実施)

どの市町村に住んでいても、施設入所や転居により他市町村へ移った場合も、同様の支援を受けることができる。
- 市民後見人(バンク登録者)にとって

転居した場合、転居先で養成講座を再受講しなくとも転居先の市町村で市民後見人として登録・受任できる体制がある。
- 事業運営にとって
 1. 市民後見人の理念・考え方を統一でき、共通の手順書・マニュアルを用い、専門職等の共通認識と支援内容を共有できる。
 2. **市町村の規模を問わず、市民後見人養成・活動支援ができ、費用の軽減・省力化等を図ることができる。**
 3. 府社協や市町村社協が事務局となることで、日常生活自立支援事業等権利擁護事業のノウハウを活用でき、専門職とも連携しやすい。

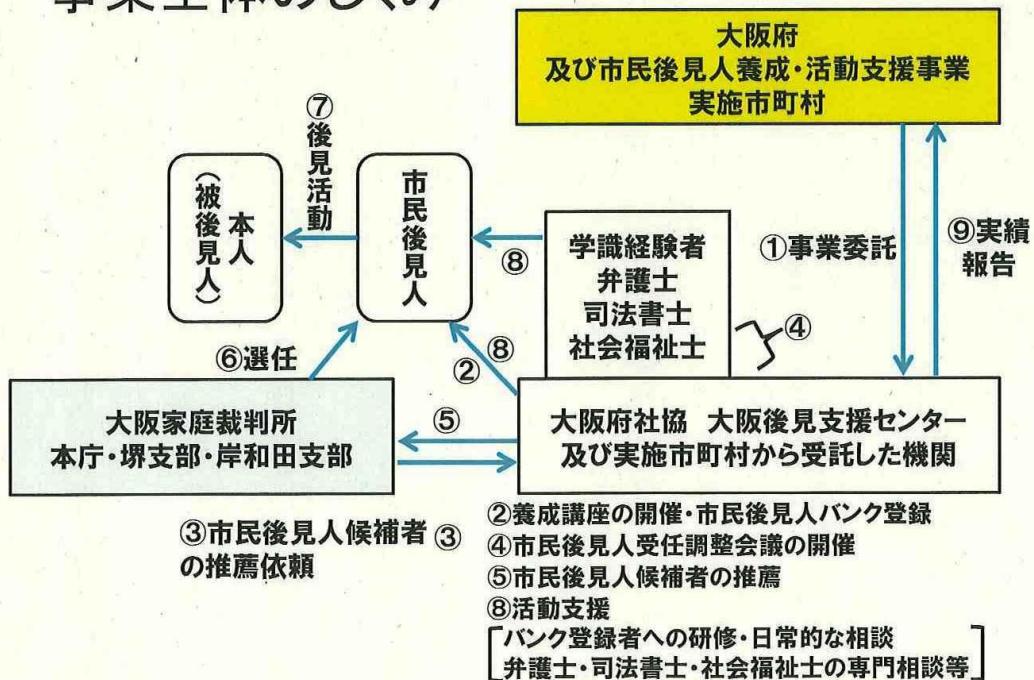
4

大阪府市民後見人の活動特性

- 専門的・継続的サポートに行政が深く関わる
→ 「家庭裁判所からの選任を得やすい」
- 市民特性を活かした活動で地域住民の権利擁護
→ 「専門職ではない市民感覚や市民目線」
- きめ細やかな活動・地域における支え合い活動の延長線上
→ 「概ね30分以内で訪問できる距離」
→ 「週1回程度の訪問」
本人との関係づくり、変化の察知、サービス内容をチェック
- ボランティア精神に基づく市民活動
※ 単独受任、同時に複数受任しない、無報酬

5

事業全体のしくみ



6

養成講座について

オリエンテーション 府内8ヶ所で開催

(豊中市・高槻市・枚方市・東大阪市・富田林市・岸和田市・泉佐野市・大阪市)

基礎講習(4日間)

府内2ヶ所で開催(大阪市会場・岸和田市会場)

実務講習(9日間)

府内1ヶ所で開催(大阪市会場)

施設実習(4日間)

養成講座受講者在住の市町村内の施設で実施

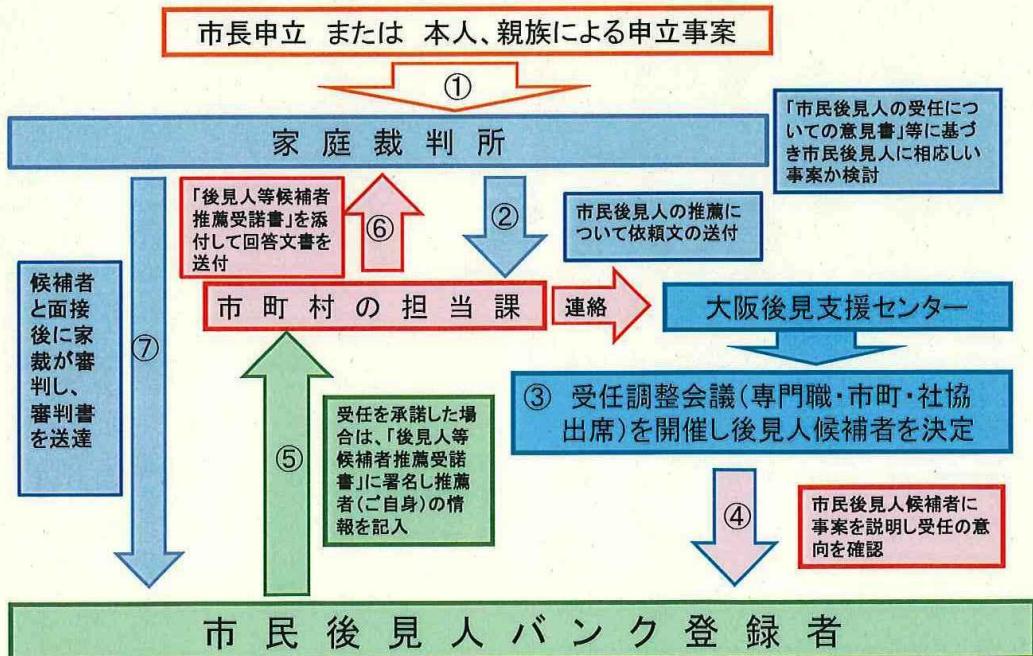
平成28年度基礎講習
社会福祉の動向と市民後見人の役割
成年後見制度の概要
権利擁護の基本的考え方と実際
地域福祉の理念と福祉サービス
申立てのながれと家庭裁判所の役割
後見人の職務(1)
対象者の理解
後見人の職務(2)
事例検討(グループワーク)

平成28年度実務講習(前半)
地域福祉の推進と市民後見人の役割
成年後見制度(制度の内容と後見事務について)
年金制度について
税務申告制度について
対象者の理解(1)認知症
サポート体制について
消費者被害の現状と対応について
対象者の理解(2)知的障がい者
対象者の理解(3)精神障がい者
施設実習について
福祉制度(1) 高齢者福祉施策
福祉制度(2) 介護保険制度
福祉制度(3) 障がい者総合支援制度
福祉制度(4) 生活保護制度
福祉制度(5) 健康保険制度、後期高齢者医療制度

平成28年度実務講習(後半)
関連法律知識
後見業務の実際(1) 財産管理の実務
後見業務の実際(2) 身上監護の知識・実務
後見業務の実際(3) 身上監護を中心として
後見業務の実際(4) 家裁への報告と連携
市民後見人バンク登録に向けて
後見業務の実際(5) 終了事務について
後見業務の実際(6) 演習 就任時の手続き、財産目録の作成
事例検討(1)応用 グループワーク
事例検討(2)応用 グループワーク
施設実習のふりかえり グループワーク

7

受任調整の流れについて



8

市民後見人が受任する事案のイメージ

「大阪府版 市民後見人の受任についての意見書」より抜粋

被後見人の状況について

(以下の項目のすべてにチェックがつけば市民後見人が受任できる可能性が高いと思われます。)

- 急迫した虐待や権利侵害や親族間の係争はない。
- 不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない。
 - *ただし、上記の事務を弁護士、司法書士等の専門職に後見人が委任して対応できる事案(専門職に委任した事務に関わる報酬を支払うことが可能と思われる場合(法テラスの活用を含む))は受任できる場合があります。
- 後見事務費(交通費・通信費・事務費)を支弁できる(月2,000円~3,000円)
 - ・収支の剰余金が毎月()円くらいはある
 - ・現在、預貯金が()円くらいある
- 居所が大阪府内14市3町※にあるか、転居の場合も大阪府内14市3町の予定か。
- 福祉的援助について緊急性はない。また、緊急に居所を確保する必要はない。
- 本人に自虐や他害の行為はない。

※(市)豊中・池田・高槻・東大阪・八尾・富田林・河内長野・羽曳野・大阪狭山・岸和田
貝塚・泉佐野・泉南・阪南 (町)忠岡・田尻・岬 (平成29年度は、枚方市、茨木市が追加予定)

9

市民後見人の活動支援体制

①日常的支援(市町村(市町村社会福祉協議会)による日常的な相談)



電話相談



面談による相談



緊急相談

②専門的支援(専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)による面談相談)

■必ず実施する定期相談

- ①審判確定直後
 - ②受任1か月目の家庭裁判所への報告前
 - ③受任3か月後
 - ④受任6か月目の家庭裁判所への報告前
 - ⑤誕生日月の家庭裁判所への報告前、以後、半年ごとに対面相談を実施
- 例)後見活動方針への助言
・報告書内容の確認、財産管理状況の確認(すべての領収書と通帳の照合、1円単位までチェック)

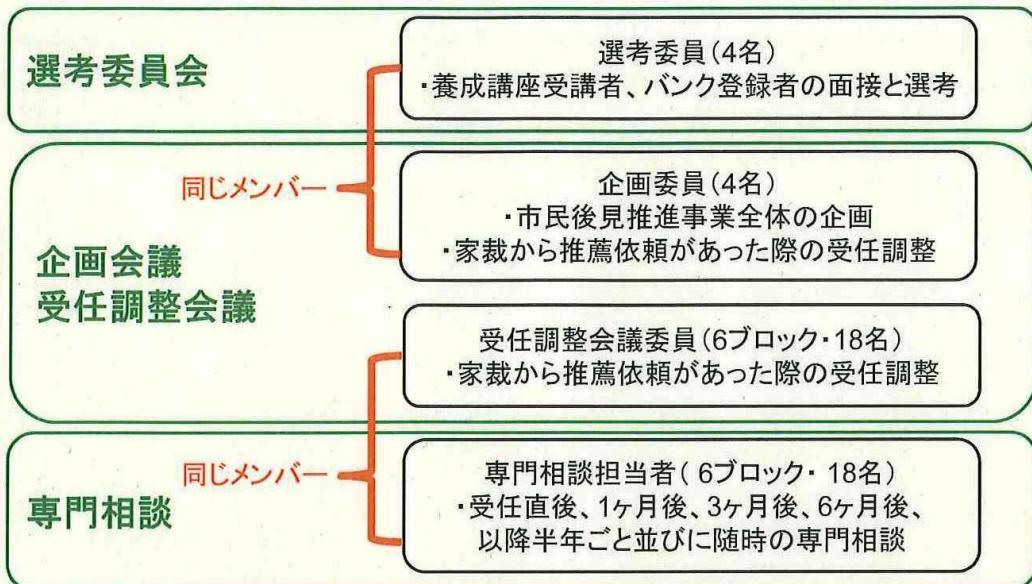


■随時の相談

- 専門職の助言を要する課題が発生した場合、随時対面相談を実施
- 例)・被後見人の体調の変化に伴う入院、入所の手続きや介護サービスの内容変更。
・親族死亡による遺産分割協議への対応。
・未把握の債務があつた場合の対応。
・被後見人の危篤時や死後の対応について。

10

平成28年度大阪府の委員並びに専門相談担当者の構成



○選考委員兼企画委員：学識経験者・弁護士・司法書士・社会福祉士(4名)

○受任調整会議委員兼専門相談担当者：府内を6地域に分け、地域ごとに
弁護士・司法書士・社会福祉士(18名)

11

平成28年度 大阪府の専門相談実施日

曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
実施市町 ※Bはブロックを指す	①南河内 富田林市 河内長野市 羽曳野市 大阪狭山市	②泉州北部 岸和田市 貝塚市 忠岡町 ③中河内 東大阪市 八尾市	④北摂 高槻市	⑤泉州南部 泉佐野市 泉南市 阪南市 田尻町 岬町 ⑥豊能 豊中市 池田市
第1週		弁護士		
第2週		社会福祉士		
第3週		司法書士		
第4週		社会福祉士		
第5週		三士会で交替		

12

平成27年度の専門相談の実績(定例の相談)

相 談 時 期	件 数	相 談 お よ び 助 言 の 内 容
初回(審判確定直後)	11件	審判が確定し謄写記録を入手した時点で、初動期の活動についての打ち合わせを行います。 登記事項証明書の取得や初動期の手続き(ご本人や関係者との面会、通帳等の引継ぎ、金融機関や行政機関の手続き等)について、助言を得て活動します。 家庭裁判所に報告する書類、支援機関に報告する後見事務報告書の記載について、記載方法や記載内容について助言を得て下書きを作成します。
1月目の報告書作成	11件	財産目録や収支予定表を、引継ぎを受けた通帳や契約書等を基に専門職の助言を得て作成します。 身上監護面については、ケアプランの内容やケア会議への参加についても具体的に助言を得ます。
3ヶ月目	11件	実際に活動を始め、1月以上経過した時期に、後見活動の記録、財産管理の状況に関する書類、ケアプラン、契約書等身上監護に関する書類を確認し、金銭管理の状況の確認を行い、本人の状況や活動上の課題について相談を受け、今後の活動方針について助言を得ます。
6ヶ月目の報告書の作成	10件	後見人が作成した、家裁への報告書を専門職が確認します。 金銭管理に関する書類、市民後見人活動記録、ケアプラン等身上監護に関する書類等を専門職が確認し具体的な助言を得ながら、提出書類を作成します。
定期報告書の作成(誕生日・半年毎)	37件	また、後見人から支援の経過から出てきた課題や本人の状況の変化などについて報告を受け、活動方針について助言を得て活動します。

13

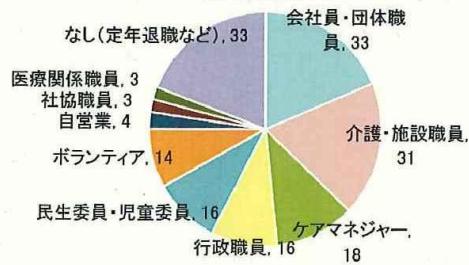
市民後見人バンク登録者の状況

平成28年11月末現在

養成年度	バンク登録者数	退会者数		大阪市 から 移管	現登録者数	受任者数	家庭裁判所 所轄別
		中途退会者	未更新者				
平成23年度	16名		6名		10名	8名	本庁 11人 堺支部 2人 岸和田 支部 26人
平成24年度	39名	3名	8名		28名	11名	
平成25年度	47名	4名			43名	11名	
平成26年度	37名	2名			35名	7名	
平成27年度	53名				53名	2名	
平成28年度					2名	2名	
合計	192名	9名	14名	2名	171名	39名	

職業やボランティア活動(平成28年11月末現在 171名)

※主なもの1つ



14

市民後見人養成・活動支援事業予算

年度	予算額	市町委託費	事業実施自治体数	国事業	府⇒市町補助金額
25	12,071,000	市町委託費 11,742,000	11市2町	市民後見推進事業	(府⇒府社協 普及啓発事業)
26	13,162,000	市町委託費 12,980,000	13市2町	市民後見推進事業	—
27	14,700,000	市町委託費 14,270,000	14市3町	権利擁護人材育成 事業	52,640千円 (大阪市・堺市含)
28	15,581,000	市町委託費 15,390,000	16市3町	権利擁護人材育成 事業	25,792千円 (大阪市・堺市含)

委託費計算根拠(平成27年度～)

(養成部分)

金額=必要額×(当該市町の平成27年度末介護保険第1号被保険者数／
実施検討市町の平成27年度末介護保険第1号被保険者数合計)

(活動支援部分)

金額=必要額×(当該市町の平成27年度末市民後見人バンク登録者数＋
当該市町の平成28度実務講習受講決定者数)／(実施検討市町の
平成27年度末市民後見人バンク登録者数合計＋実施検討市町の
平成28年度実務講習受講決定者数)

15

大阪後見支援センター(平成9年10月開設)

大阪後見支援センターは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、
判断能力が十分でない人の生活を支援するための事業を実施

◆地域福祉スーパーバイズ事業(大阪府委託事業)

地域の関係機関を支援する電話相談と専門相談(弁護士+社会福祉士)

◆日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など

◆市民後見人養成・活動支援事業(権利擁護人材育成事業)

市民後見人養成・受任調整・活動支援体制の府内全域展開

◆成年後見制度普及啓発事業

市町村長申立ての促進(担当者研修や手引き作成)
権利擁護の必要性を普及啓発するためのセミナー等の実施

**【職員構成】 所長 主任1名、主事1名
専門嘱託他4名、非常勤職員3名**

16

大阪府域における『市民後見人の養成と活動支援』について（各主体の役割（イメージ））

□ 市民後見人の養成と活動支援の推進にあたり、実施市町村、大阪後見支援C・市町村社協、大阪府をはじめ、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者等）によるバックアップ、家庭裁判所等、多様な主体が連携・協力しながら、取り組んでいる。

		実施主体	実施主体からの受託団体	総合調整	
支援内容		実施市町村	大阪後見支援C	市町村社協	大阪府
財源	地域医療介護総合確保基金	<ul style="list-style-type: none"> ●事業財源の確保 ●府との協議・調整 ▶府へ市町村計画を提出 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ●事業財源の調整・確保 (国2/3、府1/3) ●国との協議・調整 ▶国へ府計画を提出
	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ●周知・PR(広報誌・HP等) ●基礎講習選考委員会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ●開催準備・運営全般 ▶会場設営 ▶講師依頼 ▶資料準備 ●周知・PR (広報誌、HP等) ●基礎講習選考委員会を主催 	<ul style="list-style-type: none"> ●周知・PR(広報誌・HP等) ●基礎講習選考委員会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業の周知・PR ▶プレス提供、報道機関等への働きかけ 等 ▶関係機関等への周知 等 ●関係機関等との連絡調整 ▶市町村、大阪後見支援C、国、家庭裁判所 等 ▶受任調整・企画会議への出席・議案説明 ▶市町村会議等の主催 ●広域的・専門的課題等の検討 ▶受任促進策の検討 ▶次年度以降の事業のあり方、検討等 (*)
	基礎講習	<ul style="list-style-type: none"> ●受講者の状況把握 ●実務講習選考委員会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ●講習準備・運営全般 ▶会場設営 ▶講師依頼 ▶資料準備 ●募集要領作成含む ●受講者の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア保険手手続き ●実務講習選考委員会を主催 ●登録事務全般 ▶修了証・パンク登録証の発行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●実務講習選考委員会への出席
	実務講習 施設実習	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村独自講義の調整・実施（公的制度） ●実習先個別依頼・同行 ●受講者の状況把握 ●パンク登録選考委員会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設部会へ実習依頼 ●パンク登録選考委員会を主催 ●登録事務全般 ▶修了証・パンク登録証の発行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●実習先個別依頼・同行 ●パンク登録選考委員会への出席 	
	受任促進受任調整	<ul style="list-style-type: none"> ●受任調整会議への出席・議案説明 ●受任促進策の検討 ▶首長申立て等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●受任調整・企画会議の準備・運営全般 ▶委員依頼 ▶資料準備 ▶議案説明 等 ●受任促進策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●受任調整会議への出席・議案説明 ●受任促進策の検討 ▶首長申立て等の推進 	
	受任者の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●受任者の活動全般 ▶日常の電話・面談相談 ▶家裁報告書類作成相談 ▶緊急連絡体制 ▶研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●受任者の活動全般 ▶専門相談の調整 ▶研修会を主催 ●マニュアル作成 ●活動に係る各種手続き・調整 ▶損害賠償保険手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ●受任者の活動全般 ▶日常の電話・面談相談 ▶家裁報告書類作成相談 ▶緊急連絡体制 ▶研修会の開催 	
活動					

17

広域的事業展開に向けて

- 大阪府の広域調整、リーダーシップ

第3期大阪府地域福祉支援計画に目標を明示(平成27年3月)

市町村支援(市町村説明会等開催)、機関等調整

*「市民後見人の普及促進のあり方検討」を実施予定

- 市町村・支援機関(市町村社協)、専門職との協働

事業実施市町村の状況に応じたサポート

受任促進のための支援、日常生活自立支援事業との調整等

各専門職団体との連携協力

- 家庭裁判所との情報共有、連携、調整

関係機関連絡協議会議、情報交換会の開催

具体的な情報提供、実務上の確認事項等調整

研修講師の依頼等

18

認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が
十分でない方の権利と財産を守るために

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

大阪後見支援センター

あいあいねっと



認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利擁護の相談にかかる地域の関係機関を支援するとともに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いなどを行うことにより、安心して生活が送れるように支援します。また、市民後見人の養成・活動支援に取り組んでいます。

相談電話 **06(6191)9500**

月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

地域福祉スーパーバイズ事業 (大阪府委託事業)

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利侵害や困りごとについて相談を受けておられる市町村の福祉担当部署や社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、施設などの関係機関を対象に、様々な解決困難な事例について、弁護士会・社会福祉士会と連携し、電話や来所による助言や情報提供を行います。問題解決に向け、一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪質商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればよいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばよいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればよいのか。など



電話相談

センター職員がお話を伺い助言します。



TEL 06(6191)9500

月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
(祝日・年末年始を除く)

専門的な助言が
必要なとき

専門相談

弁護士・社会福祉士による面接相談を行います。

相談は無料です。地域の支援機関からの相談をお受けしますが、必要に応じ、ご本人やご家族の同伴も可能です。
電話予約が必要です。



毎週 木曜日 午後1時～・午後2時30分～

成年後見制度の普及啓発に関する事業も実施しています。

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利を擁護する制度として民法に規定されている成年後見制度に関する理解を拡げるために、専門家(弁護士・社会福祉士・司法書士)とともに、府域における制度の普及啓発・情報提供事業を行っています。

市民後見人養成・活動支援事業

市民後見人とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、身上監護や財産管理によって生活を支える制度です。その担い手としては、親族や、弁護士・司法書士・社会福祉士・法人などの第三者がいます。市民後見人は、この第三者による成年後見人等として位置づけられます。

市民後見人の定義については、全国的に定まったものがあるわけではありませんが、大阪市立大学大学院生活科学研究科の岩間伸之教授は、「市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである」と定義しています。

認知症高齢者の増加、障がい者の地域生活への移行などに伴い、成年後見制度のニーズは年々高まっています。市民後見人には、権利擁護の充実と同時に地域福祉の推進に向けた成年後見制度の担い手として、全国的に大きな期待が寄せられています。



※1 「『市民後見人』とは何か—権利擁護と地域福祉の新たな担い手」『社会福祉研究』第113号、鉄道弘済会、2012年、pp.9-16.

大阪府 市民後見人養成講座の特徴

大阪府 市民後見人養成講座は、将来「市民後見人」として活躍できる方を養成するために開催します。市民後見人の活動は、「生活を見守る」「年金等の限られた収入を被後見人等のために、どのように使っていくかを考え実行する」など、身上監護を中心に被後見人（大阪府民）に必要な後見等の業務を行う、報酬を前提としない活動です。

講座を修了し、市民後見人バンクに登録したうえで、家庭裁判所から選任されることによって、初めて市民後見人として就任することになります。この講座を受講

することによって成年後見人等の資格を得られるわけではありません。

市民後見人養成講座は、家庭裁判所に推薦できる高い見識と社会貢献への熱意をもった人材を養成するものです。基礎講習終了後、引き続き実務講習や施設実習を行い、市民後見人バンクに登録された方を対象に、フォローアップ研修等を行います。



基礎講習応募資格

※次のすべてに該当する方

- ① オリエンテーションに参加し、講座の趣旨をご理解いただいた方
- ② 大阪府在住または在勤の方（大阪市・堺市をのぞく）
- ③ 成年後見制度及び社会福祉活動に理解と熱意のある方
- ④ 社会貢献に意欲をもち、後見人になろうと考える方（後見業務の養成研修を有する団体に所属している方、または親族以外の後見人として活動している方をのぞく）
- ⑤ 大阪府民を対象とした後見活動のできる見込みがある方
※市民後見人としてご活動いただく方は、市民後見人バンク登録時の年齢が満25歳以上70歳未満の方とします。
- ⑥ 原則として基礎講習のすべての科目を受講できる方

大阪府 市民後見人養成・活動支援事業のながれ

4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

養成講座募集案内

オリエンテーション
複数会場で開催

基礎講習（4日間）

実務講習（9日間）
施設実習（4日間）

最終意思確認

▼
市民後見人
バンク登録

○バンク登録後
受任調整
家裁へ推薦
家裁から選任
後見活動開始

○活動支援
日常相談
専門相談
受任者・登録者
研修 など

日常生活自立支援事業

自己ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が対象になります。まず、あなたのまちの社会福祉協議会(パンフレットの裏を参照)に相談してください。施設や病院に入所、入院している方も利用できます。

次のようなサービスがご利用できます

福祉サービスの利用援助

- 介護保険などの福祉サービスを利用する手続きのお手伝い
- 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談援助

日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料金や、医療費、公共料金等の支払い
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 日常生活に必要な費用の支払いや、預貯金の出し入れ

通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス

- 預金通帳や印鑑、証書(年金証書、権利証書、契約書など)の預かり

※宝石、書画、骨董品、貴金属などは預かれません

援助の流れ



日常生活自立支援事業は、お住まいの市町村の実施機関で実施しています。

各実施機関一覧(あいうえお順)

名 称	電 話	名 称	電 話
池田市社会福祉協議会	072-751-0421	高石市社会福祉協議会 在宅福祉係	072-265-1313
和泉市社会福祉協議会	0725-43-7513	高槻市社会福祉協議会 地域福祉課	072-661-7000
泉大津市社会福祉協議会 在宅支援室	0725-21-0294	田尻町社会福祉協議会	072-466-5015
泉佐野市社会福祉協議会	072-464-2259	忠岡町社会福祉協議会	0725-31-1666
茨木市社会福祉協議会	072-627-0033	千里赤阪村社会福祉協議会	0721-72-0294
大阪狭山市社会福祉協議会	072-368-2111	豊中市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター	06-6841-9382
貝塚市社会福祉協議会	072-439-0294	豊能町社会福祉協議会	072-738-5370
柏原市社会福祉協議会	072-972-6786	富田林市社会福祉協議会 ほっと	0721-25-8200
交野市社会福祉協議会	072-895-1185	寝屋川市社会福祉協議会 生活支援課	072-838-0199
門真市社会福祉協議会	06-6902-6453	能勢町社会福祉協議会	072-734-0770
河南町社会福祉協議会	0721-93-6299	羽曳野市社会福祉協議会 地域福祉係	072-958-2315
河内長野市社会福祉協議会	0721-65-0133	阪南市社会福祉協議会	072-429-9883
岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センター	072-439-8241	東大阪市社会福祉協議会 日常生活自立支援センター	06-6726-2515
熊取町社会福祉協議会	072-452-6001	枚方市社会福祉協議会 生活支援グループ	072-841-6432
四條畷市社会福祉協議会	072-878-1210	藤井寺市社会福祉協議会	072-938-8220
島本町社会福祉協議会 みまもーる	075-962-5417	松原市社会福祉協議会	072-333-0294
吹田市社会福祉協議会 日常生活自立支援係	06-6339-5700	岬町社会福祉協議会	072-492-0633
摂津市社会福祉協議会	06-4860-6460	箕面市社会福祉協議会 まかせてネット	072-749-1575
泉南市社会福祉協議会	072-482-1027	守口市社会福祉協議会 もりぐち／さば～と	06-6992-2715
太子町社会福祉協議会	0721-98-1311	八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター	072-991-1161
大東市社会福祉協議会	072-874-1082		

(平成28年3月1日現在)

※ 大阪市内及び堺市内の方は、お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター あいあいねっと

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2階
TEL 06(6764)7760・7761 FAX 06(6764)7811

相談電話 TEL 06(6191)9500

月～金曜日 午前10時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

「あいあいねっと」は愛称です。このセンターと関係機関がネットワークを組んで、心(あい)を込めて認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々の自立(Independenceの頭文字のIあい)を支援しようという趣旨です。

PRESENTATION

2016.12.13
地域後見推進研究会

資料4

西播磨成年後見支援センター設立に係る

取組について

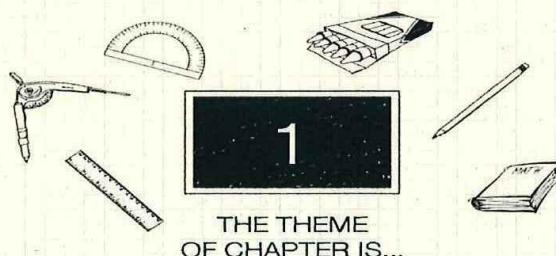
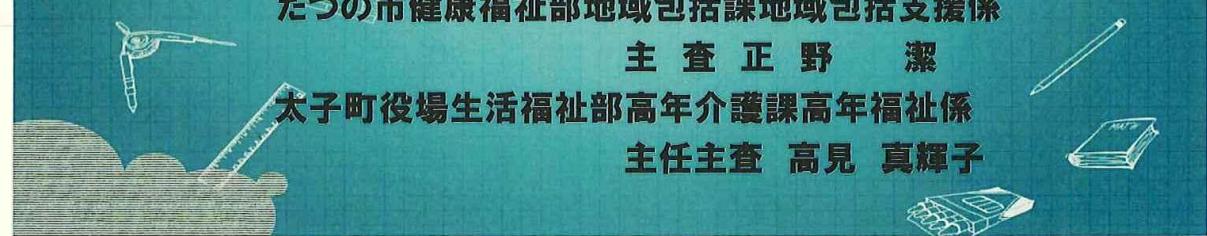
～西播磨4市3町の連携～

たつの市健康福祉部地域包括課地域包括支援係

主査 正野 潔

太子町役場生活福祉部高年介護課高年福祉係

主任主査 高見 真輝子



西播磨4市3町の取組

1

西播磨4市3町の現状

PRESENTATION

(平成25年度末)

	たつの市	相生市	赤穂市	宍粟市	太子町	佐用町	上郡町	合計
65歳以上	20,948	9,841	14,016	12,139	7,665	6,485	5,124	76,218
総人口	79,637	30,862	50,115	41,122	34,564	18,728	16,310	271,338
高齢化率	26.3%	31.9%	28.0%	29.5%	22.2%	34.6%	31.4%	28.1%

平成25年度
市町長申立て件数

3 3 0 1 1 0 0 8

1

西播磨4市3町の対応

PRESENTATION

- ・西播磨4市3町はいずれも市町規模が小さいため、単独での体制整備は費用対効果に鑑みると困難であった。
- ・たつの市、太子町の提案で西播磨4市3町が広域での取組の可能性について検討を始めたことした。

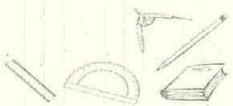
1

西播磨圏域における市民後見担当者連絡会の開催



PRESENTATION

- 平成24年度より「西播磨圏域における市民後見担当者連絡会(課長含む)」を開催。市民後見支援体制づくりについて検討を行う。
- 担当者レベルの「**作業部会**」を立ち上げ、迅速に検討ができるようにした。西播磨圏域で**成年後見支援センター**の立上げも含めた検討のため、研修会や視察を行う。



1

協議した結果



PRESENTATION

- 広域実施のメリット、デメリットを**作業部会**で整理し、「西播磨圏域における市民後見担当者連絡会(管理職含む)」にて発表。
- 西播磨圏域で**成年後見支援センター**立上げの可否も含めた具体的な協議を行うため「**西播磨成年後見支援センタ設立準備委員会**」を平成26年度より発足させることで、一致した。予算は**市民後見推進事業**をたつの市が一括して要求。



1 広域実施のメリット

PRESENTATION



- ・必要経費を分散できるため、各市町の財政負担が少ない。
- ・同一の市民後見人養成研修を実施することでサービスの均一化が図れる。（圏域内であれば、引っ越ししても活動ができる。）
- ・広域実施することで、市民後見人がいない地域をカバーできる。



1 広域実施のメリット

PRESENTATION



- ・専門職（講師やバックアップ体制時）の人材確保が容易。
- ・準備段階でのノウハウを共有でき、今後事案が増えた場合に拠点を増やすことがスムーズにできる。
- ・西播磨4市3町で事例を対応することで専門的な経験が積め、より専門性の高い相談援助を市民に提供できる。



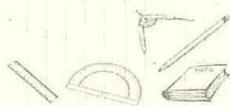
1

広域実施のデメリット

PRESENTATION



- ・活動範囲がとても広く、センター職員が各市町まですぐに足を運ぶことは難しい。
- ・市民後見人候補者養成研修の開催地が遠方となると参加者が少なくなる可能性がある。



1

広域実施のデメリットへの対応

PRESENTATION



- ・活動範囲がとても広く、センター職員が各市町まですぐに足を運ぶことは難しい。

→一般的な相談や相談援助は行政、地域包括支援センター、各社会福祉協議会で対応する。困難若しくは専門的な対応が必要な場合センターへ連絡。

- ・市民後見人候補者養成研修の開催地が遠方となると参加者が少くなる可能性がある。

→年度ごとに開催地を変える。





THE THEME
OF CHAPTER IS...

西播磨成年後見支援センター設立準備委員会

2

西播磨成年後見支援センター設立準備委員会

PRESENTATION



・構成員

- ①兵庫県弁護士会
- ②成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部
- ③兵庫県社会福祉士会
- ④西播磨4市3町
- ⑤西播磨4市3町社会福祉協議会



2

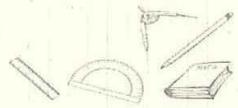
西播磨成年後見支援センター設立準備委員会



PRESENTATION

・オブザーバー

- ①兵庫県高齢対策課
- ②兵庫県社会福祉協議会権利擁護センター
- ③神戸家庭裁判所姫路支部
- ④神戸家庭裁判所龍野支部



西播磨成年後見支援センター設立 準備委員会での主な意見

3

西播磨成年後見支援センター設立 準備委員会での主な意見

PRESENTATION



・市民後見について

誰もが気兼ねなく成年後見制度を利用できる社会の実現を目指すために、市民後見人の養成が必要である。

・市民後見等の支援体制について

市民後見人や法人後見の支援を推進していくため、それらの支援を行うことができる専門支援機関が必要である。



3

西播磨成年後見支援センター設立 準備委員会での主な意見

PRESENTATION



・市民後見等の支援体制について

成年後見に関わる専門機関等とネットワークの構築を図るとともに、総合的な権利擁護支援を進めるための専門支援機関を設置する必要がある。

・後見等の受任体制について

複数後見も有効であるが、単独後見の方が責任があり、やりがいもあると考える。センターがバックアップするため、実質複数後見と同じメリットがあるのではないか。



3

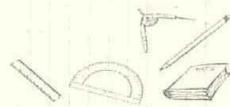
西播磨成年後見支援センター設立 準備委員会での主な意見

PRESENTATION



・ 圏域が広域であることについて

当初は1か所で実施するが、相談件数の増加等の状況に応じて、センターの運営(各社協をブランチ化、センター自体を増やす等)や職員の増員を行う必要がある。



3

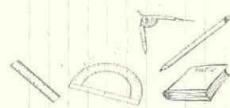
西播磨成年後見支援センター設立 準備委員会での主な意見

PRESENTATION



・ 委託について

事業の委託先については、福祉サービス利用援助事業を展開し、その取組の一環として成年後見制度の利用に係る相談支援にも携わる中で、成年後見制度も含めた権利擁護の取組に精通した専門職も配置されていることから、社会福祉協議会に設置することが望ましいと思われる。





西播磨成年後見支援センター事業

4

西播磨成年後見支援センター事業

PRESENTATION



・目的

判断能力が低下し、成年後見制度を必要とする認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう西播磨成年後見支援センターを設立し、**成年後見制度の普及、利用促進、専門的な相談支援、また身近な地域で権利擁護の観点から高齢者等を支える社会貢献の精神**を持った「市民後見人」を育成・支援し、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。



4

西播磨成年後見支援センター事業

PRESENTATION



・実施主体

相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町。

・事業運営主体(委託先)

たつの市社会福祉協議会とする。



4

西播磨成年後見支援センター事業(業務内容)

PRESENTATION



1 成年後見制度の普及及び啓発

- ・ 年2回の成年後見制度の普及啓発事業(専門職を招いて、一般市民を対象にした普及啓発を行う。)
- ・ 西播磨成年後見支援センターのチラシ作成
- ・ 西播磨4市3町の身近な相談窓口(ケアマネジャー、民生委員等)へセンターの機能の紹介と市民後見人についての普及啓発



4

西播磨成年後見支援センター事業(業務内容)



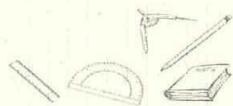
PRESENTATION

2 センター職員による成年後見制度の利用に関する相談支援、 関係機関との調整

- 一般的な相談援助は、各市町及び社会福祉協議会が担うが、困難事例等高度な専門性が必要な場合は、センター職員が相談援助を行う。

3 専門職による相談所の設置

- 西播磨4市3町を巡回する。



4

西播磨成年後見支援センター事業(業務内容)



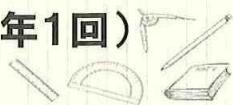
PRESENTATION

4 市民後見人の養成

- 基礎研修3日間、実践活動研修5日間、フォローアップ研修3日間のセットを年1回行う。

5 市民後見人材バンクの管理・運営

- 研修終了後、市民後見人としての資質があるか面接を行う。また、毎年市民後見人として活動ができる状態か確認を行う。
- 市民後見人及びその候補者との交流会を行う。(年1回)



4

西播磨成年後見支援センター事業案(業務内容)



PRESENTATION

6 市民後見人の監督、専門職との連絡調整

- ・市民後見人の監督業務を行う。
- ・選任された場合は、最初の半年間は、2週間に1回程度面接を行う。半年後、被後見人が落ち着いたと判断した場合は、月1回の面接を予定する。
- ・判断に迷う案件については、隨時専門職へ連絡を取り対応していく。



4

西播磨成年後見支援センター事業(業務内容)



PRESENTATION

7 市民後見人の活動支援

- ・市民後見人がスムーズに活動できるよう、マニュアルを作成する。
- ・専門職を含めた支援体制を整備する。

8 受任調整会議

- ・市民後見人の受任案件が否かを決定するため、関係者を招集し、会議を開催する。



4

西播磨成年後見支援センター事業(業務内容)



PRESENTATION

9 センター推進会議

- センターの運営状況を確認、センターの運営の方向性を決めるためするため、適宜関係者を招集し、会議を開催する。

10 その他

- その他センターの運営に関すること。



4

西播磨成年後見支援センター事業(職員配置)

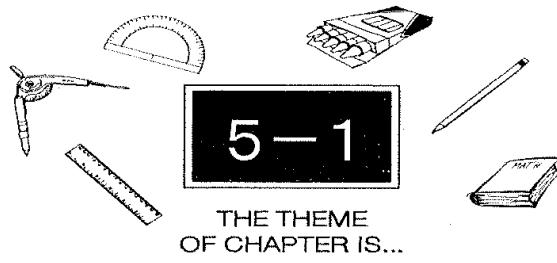


PRESENTATION

- 当初は、専従正職員1名、嘱託職員1名体制とする。

- 相談件数の増加等状況に応じて、センターの運営及び職員の増減等の見直しを行う。





広域実施について

5-1

広域実施の方法について(地方自治法)

PRESENTATION



- ・協議会
- ・機関等の共同設置
- ・事務の委託
- ・一部事務組合
- ・広域連合



5-1 広域市町直営実施について

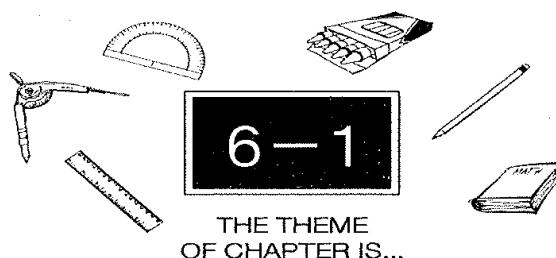
PRESENTATION



- ・市民後見人への監督支援を考えるとき、地方公共団体は法人であるが、後見監督人になることは以下の理由により、困難と判断した。

- ①基礎自治体の本来業務との整合性(一人の市民の法定代理人としての活動の適否)
- ②行政区域外での活動制約(利用者の施設入所に伴う住所地変更など)

日本成年後見法学会「市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会 平成21年度報告書（平成22年3月）」参照



財政措置を伴う広域実施

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地元において、相当の規模と中核性を備える地域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の地域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- 地域全体の経済成長のけん引
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- 地域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成28年度の政府予算案にも1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る
- 平成28年度から連携中枢都市圏構想の推進に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当

連携中枢都市圏形成のための手続



【連携中枢都市圏の要件】

- 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(*)と、当該市と社会的、経渓的に一体性を有する近隣市町村などで形成する都市圏

※ ただし、①を直轄管轄都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超える場合が概ね、時間以内の交流圏にある場合は、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、②の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

33

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える地域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の地域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置（※複数型も同様に措置。以下同じ。）

- 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置
 - 普通交付税措置
 - 「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置（地域人口に応じて算定／例：地域人口75万で約2億円）
 - 特別交付税措置
 - 「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置（1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定）
 - 連携市町村の取組に対する特別交付税措置
 - 1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- 「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- 地域外における専門性を有する人材の活用
 - 上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
 - ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）
 - 償還金利子の50%に特別交付税
- ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ

5. 個別の施策分野における財政措置

- 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
 - 病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定期要素の追加

- 辺地度点数の算定期に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定期可能

34

播磨圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市町が参加。
- 総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市9町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
- 平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った。

苦労した点

- 合併の前段階の連携や連携中枢都市のみが活性化するのではないかと考える市町があり、連携について慎重となる意見もあった。
- 自治体によっては、1部署、1担当が多岐に渡って事業を担当しており、具体的な事業の打合せに、いつも同じ職員が来る事態を避けるため、特に経済関係の連携事業は、姫路市の各課で同じ日に打合せを設定して対応した。



圏域全体の経済成長のけん引

播磨地域ブランド事業について

播磨圏域が取り組む「はりま地域ブランド」の確立を推進するため、地域資源に係る客観的な各種データ等の収集・分析、それに基づくブランド戦略の仕組みづくり及び「はりま地域ブランド」認知度向上と販売促進を図るために情報発信、プロモーション等を行う。

費用は姫路市が負担。

(例) 東京・浅草に圏域全体をPRするアンテナショップの設置・運営

圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、圏域の産業振興、雇用確保を図るために、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

さらに、姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて連携市町の情報(土地情報・優遇制度)も提供することで、圏域内への企業立地を促進している。



【姫路市に集積する企業群】

高次の都市機能の集積・強化

JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺において、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設の設置などを検討。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

図書館の相互利用促進事業

平成27年11月より、圏域の7市8町の図書館の相互利用を開始。圏域内住民であればいずれの図書館においても貸し借りができるような仕組みを構築。蔵書の共通検索システムの導入等についても協議。

(全36館 約334万冊の蔵書が利用可能)

運営費は、各市町が負担する。

成年後見支援センター運営事業

姫路市が成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するため設置・運営している「成年後見支援センター」(姫路市社会福祉協議会に委託)について、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象として、共同利用の形で相談業務等を行う。

運営費は、姫路市が負担。

35

「定住自立圏構想」の推進

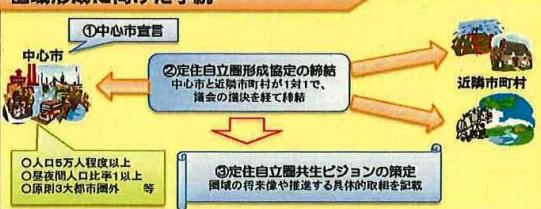
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

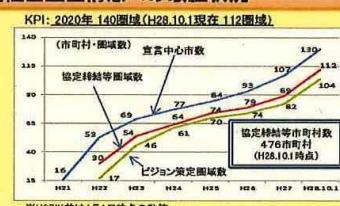
【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化(休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成等)
- ②結びつきやネットワークの強化(デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備等)
- ③圏域マネジメント能力の強化(合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい等)

■圏域形成に向けた手順



定住自立圏構想への取組状況



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)
- (近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置

地方債

- ・地域活性化事業債を充当*(充当率90%、交付税算入率30%)
- *医療・福祉・産業振興・公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

36

旭川市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成22年10月1日



中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率	
旭川市	347,095	1.005	
近隣市町村名	人口(人)	近隣市町村名	人口(人)
鹿栖町	7,345	愛別町	3,328
東神楽町	9,292	上川町	4,532
当麻町	7,087	東川町	7,859
比布町	4,042	美瑛町	10,956
		地域合計	401,536

○旭川市と近隣町の間の定住自立圏形成協定の概要

※平成22年国勢調査

(1) 生活機能の強化に係る政策分野	(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
<p>ア 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療の連携 ・小児救急医療の連携 <p>イ 福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援体制の充実 ・障害者相談事業 ・消費生活相談事業 ・成年後見制度の利用支援体制の充実 <p>ウ 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校・専門学校・大学における自治体連携 ・不登校児童生徒の受け入れ機関の共同利用 ・図書館相互のネットワーク化 <p>エ 産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域観光のネットワーク化 <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の共同使用 ・広域下水道施設の共同使用 ・防災体制の整備 ・消防の広域化 	<p>ア 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産品発掘普及事業 <p>イ 地域内外の住民との交流・移住促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住の促進 ・地域公共交通 ・地域公共交通確保改善事業 <p>ウ エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ会館誘致事業 ・国際交流の促進 <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の相互利用の促進 ・大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業 ・森林環境を活用した事業 ・しまなみ処理施設の広域的利活用 ・ごみ焼却処理施設の広域的利活用 	<p>ア 人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の相互人材交流

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合あり。

13

37

飯田市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成21年7月14日



中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率	
飯田市	105,335	1.047	
近隣市町村名	人口(人)	近隣市町村名	人口(人)
松川町	13,677	赤木村	656
高森町	13,216	天龍村	1,657
阿南町	5,455	泰阜村	1,910
阿智村	7,036	喬木村	6,692
平谷村	563	豊丘村	6,819
根羽村	1,129	大鹿村	1,160
下條村	4,200	地域合計	169,504

○飯田市と近隣町村との間の定住自立圏形成協定の概要

※平成22年国勢調査

(1) 生活機能の強化に係る政策分野	(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
<p>ア 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の確保 ・産科医療体制の確保 ・大規模災害医療救護体制の整備 ・飯田下伊那診療情報連携システム Icm-Linkへの支援 <p>イ 福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域健康計画の策定 ・病児・病後児保健事業 ・成年後見支援センターの設置 <p>ウ 産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業センター等の運営等 ・鳥獣害防止総合対策 <p>エ 環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみによる環境関連活動 <p>オ 教育及び文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館ネットワークシステムの構築 	<p>ア 地域公共交通及びICTインフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通ネットワークの構築 (近隣町村とを結ぶバス路線の確保等) ・地域情報共有システムの構築 (メール配信システム、地域コミュニティサイト、データ放送システムの構築及び運営) <p>イ 圏域内外の住民との交流及び移住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい拠点の整備 (飯田市中心市街地、名勝天竜峡等のにぎわい創出等、町村に存する多様な観光資源の魅力の向上等) 	<p>ア 人材育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境、法務、財務会計、税務等の専門研修 ・生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化の取組を推進するための研修 ・圏域外の専門家の招へい等

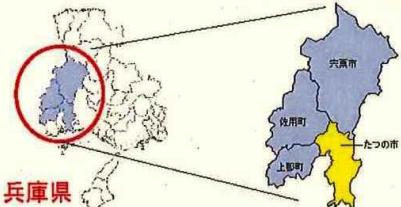
※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合あり。

61

38

たつの市 定住自立圈形成協定の概要

協定締結日：平成28年3月30日



中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率	
たつの市	80,518	1.027(HI2国調)	
近隣市町名	人口（人）	近隣市町名	人口（人）
宍粟市	40,938	上郡町	16,636
佐用町	19,265	圏域合計	157,357

※平成22年国勢調査

○たつの市と近隣市町の間の定住自立圈形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ア 医療
・長寿圏域体制の充実
- イ 福祉
・高齢者・障害者支援及び認知症対策体制の充実
・子育て支援体制の充実
- ウ 教育
・学校教育・社会教育の充実
- エ 産業振興
・農林畜産業の振興
・圏域観光の推進
・雇用・企業等誘致の推進
・地盤地団の推進
- オ 環境
・環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築
力 消防防災
・圏域内防災体制の強化

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ア 地域公共交通
・地域公共交通ネットワークの充実
- イ 道路等交通インフラ
・効率的な交通機能のネットワークの形成
- ウ 交流・定住促進
・地域資源の活用による交流・定住促進

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ア 人材育成
・地域をけん引する人材の育成及び人事交流の実施

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合あり。

79

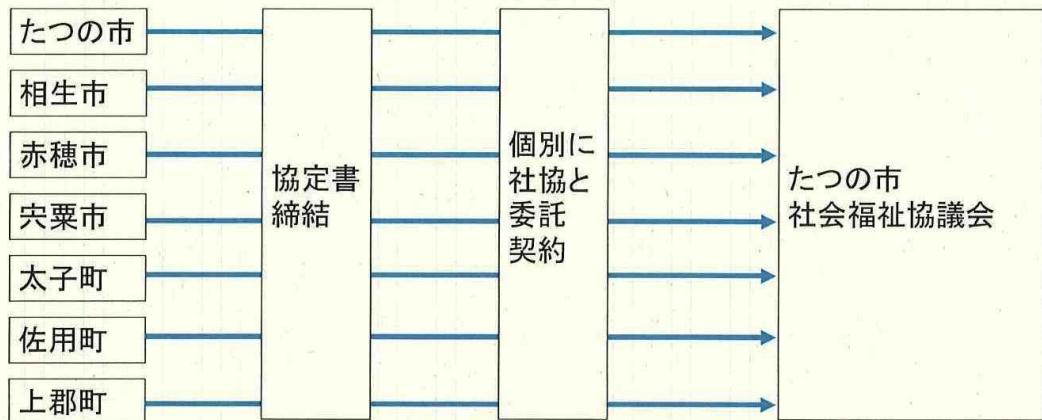
39



西播磨4市3町の判断

5-3 事業形態を事業委託へ

PRESENTATION

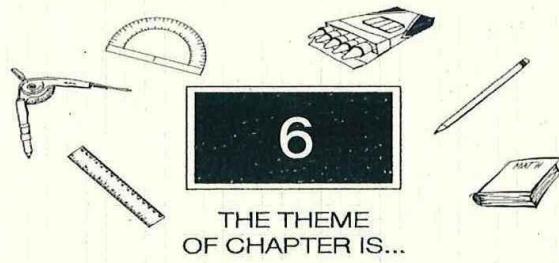


5-3 財政措置

PRESENTATION

- ・権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金による事業)を活用。
- ・対象外経費については、各市町の一般財源を投入。
- ・各市町の按分は、均等割（5割）と人口割（5割）





THE THEME
OF CHAPTER IS...

市民後見人

6

市民後見人候補者の要件について

PRESENTATION



民法第八百四七条に規定する後見人の欠格事由に該当しない者であって、次の①及び②に該当する者とする。

- ・ 西播磨4市3町に在住する心身ともに健康で社会貢献に理解と意欲がある者（新規登録は、年齢が25歳以上、70歳未満）
- ・ 市民後見人養成研修全課程を履修でき、地域における実践活動を行う意思のある者



6 市民後見人の受任について



PRESENTATION

1 受任案件

- ①申立人:市町長
- ②類型:後見類型
- ③財産管理:多額の財産管理や負債がなく、不動産等の処分を伴わない事案
- ④身上監護:コミュニケーション・対人援助等に専門的な技術を必要としない事案
- ⑤その他の:虐待や権利侵害など急迫した事情を有しない事案、親族等との係争がない事案



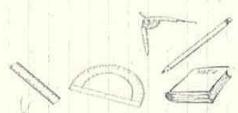
6 市民後見人の受任について



PRESENTATION

2 受任体制

- ①市民後見人が単独で受任することを原則とする。
※受任調整会議で決定する。
- ②被後見人の住所地市町の市民後見人が受任することを原則とする。
※ただし、市民後見人の活動の利便性に鑑み、近隣市町の市民後見人が受任することもできる。



6 市民後見人の受任について



PRESENTATION

3 報酬

- ・市民後見人の活動は原則無償とする。
- ・必要経費については、本人の資産より支出する。なお、本人に資産がない生活保護受給者に関するも生活保護費より支出する。



7 最後に



PRESENTATION

- ・事業は基本市町単独実施が基本ですが、小規模市町村では、財政的、人材的に厳しいため地方創生、定住自立圏構想等で広域的に実施していくことも視野に入れることも必要。
- ・市民後見人、総合事業を担う有償、無償のボランティア、認知症センター等市民が担い、活躍できるフィールドを市民と協働して作り上げていくことが重要と考えています！



地域後見推進研究会

～出雲成年後見センターの 成り立ちと現在の状況～

2016.12.13
地域後見推進研究会

資料5



出雲成年後見センター
運営委員 西尾 和子
(社会福祉士)

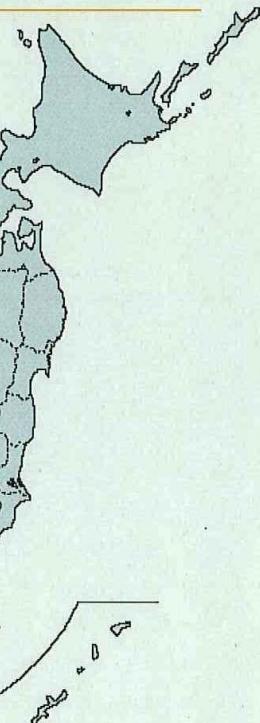
人口：174,746人 37,568人

高齢化率：27.7% 35.8%

面積：624.12km² 465.71km²

(H26.9末 H26.4末)

出雲市・大田市



成年後見制度相談窓口

機関名	住所	電話番号
家庭裁判所	次のスライド参照	
成年後見センター	後のスライド参照	
島根県弁護士会	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225
成年後見センター リーガルサポートしまね	松江市南田町26 島根県司法書士会内	0852-24-2005
島根県社会福祉士会 ぱあとなあ	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ1階	0852-28-8181

3

家庭裁判所一覧表

機関名	住所	電話番号	管轄区域
松江家庭裁判所	松江市母衣町68	0852-23-1701	松江市・宍粟市
同 雲南出張所	雲南市木次町木次980	0854-42-4275	雲南市・仁多郡・飯石郡
同 出雲支部	出雲市今市町797-2	0853-21-2114	出雲市・大田市
同 浜田支部	浜田市殿町980	0855-22-0627	浜田市・江津市
同 川本出張所	邑智郡川本町川本340	0855-72-0045	邑智郡
同 益田支部	益田市幸町6-60	0856-22-0365	益田市・鹿足郡
同 西郷支所	隱岐郡隱岐の島町港町 指向5-1	08512-2-0005	隱岐郡

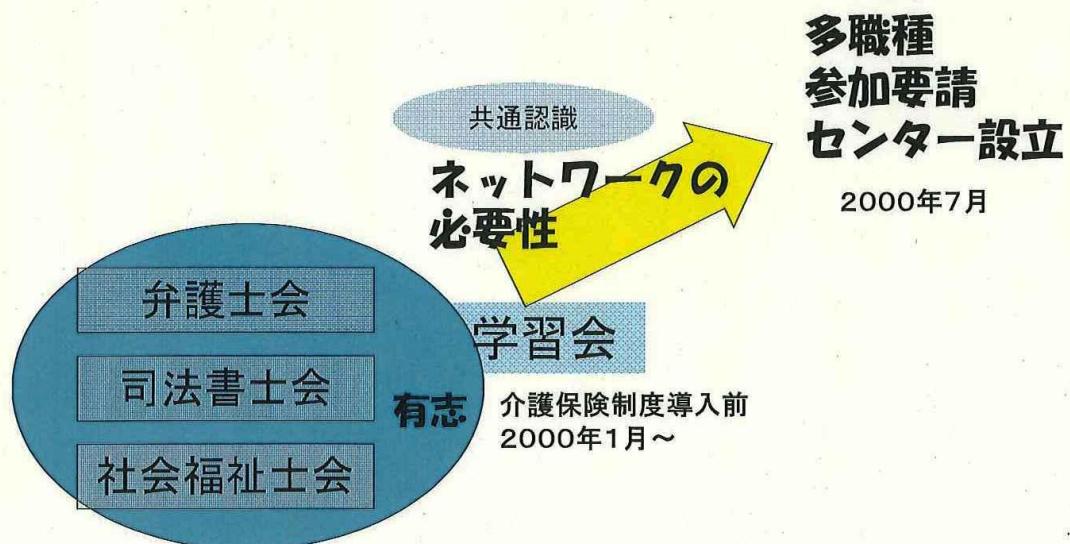
家庭裁判所は、後見開始の審判の申立手続きについての相談に応じます。
雲南出張所は、相談と事件受付のみを行い、受け付けた事件の審理は、松江家庭裁判所本庁で行われます。

県内の成年後見センター

機関名	住所	電話番号
松江成年後見センター	松江市西持田町362-42 周藤社会福祉士事務所内	0852-60-1711
出雲成年後見センター	出雲市今市町36-9 成瀬司法書士事務所内	0853-22-8097
石見成年後見センター	浜田市田町1655 朝日堂ビル はまだ市民総合法律事務所	0855-24-3100
益田・鹿足後見センター	益田市駅前17-1 EAGA-A-311 石西ひまわり基金法律事務所	0856-31-1690

5

出雲成年後見センター設立までの経緯





定例会（月1回午後7時～9時）



出雲成年後見センター

- 目的
 - 成年後見制度に関わる者の相互支援・交流・研鑽等を行い、成年後見制度の発展を図る。
- 構成メンバー
 - 弁護士・司法書士・社会福祉士・精神科医・行政書士・行政職員など
- 会員数
 - 109名(H28.1現在)
- 会費
 - 年 6000円(月 500円)

出雲成年後見センターの構成



出雲成年後見センター活動内容

- 定例会の開催
 - 事例検討・課題整理など
- 成年後見制度の普及・啓発活動
 - シンポジウムの開催・講演活動等
- 家庭裁判所との定期協議
- 成年後見人養成講座の開催
- 成年後見人候補者の推薦
- 相談や出雲市長申立資料の作成

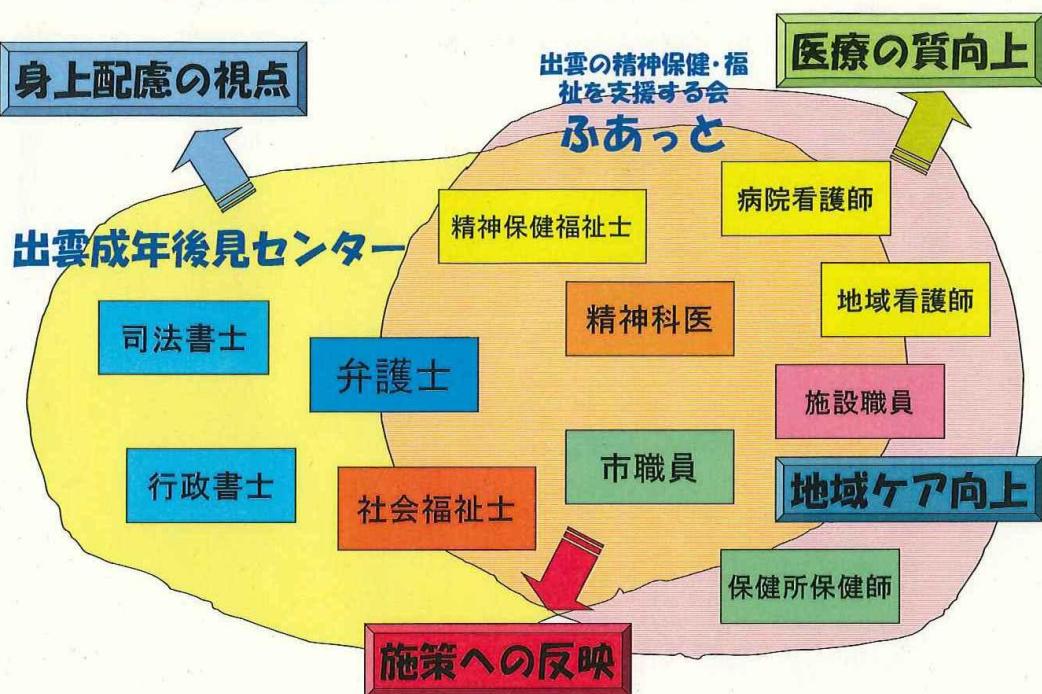
出雲市委託料
年額 120万円

後見等受任の状況

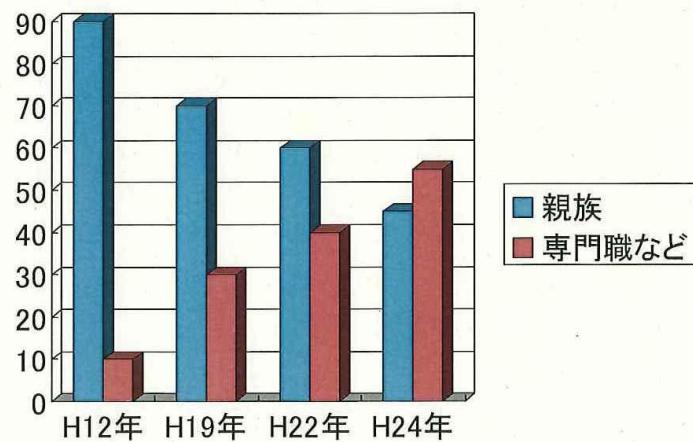
2016.1月現在

職種・人数		後見	保佐	補助	後見監督	保佐監督	任意後見監督	任意後見契約	合計
弁護士	9	29	7		4	2	3	1	46
司法書士	11	43	11		5	2	2	2	65
社会福祉士	20	85	12				1		98
行政書士	19	87	17	2	2	1	1	1	111
税理士	1					1	3	1	5
行政職員	3	6	2						8
社会保険労務士	2	3	1						4
保健福祉関係	2	7	3						10
小計	実67名	260件	53件	2件	11件	6件	10件	5件	347件

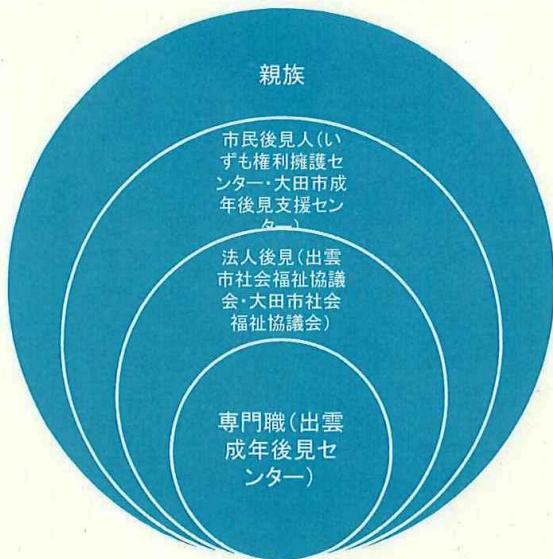
出雲地域の人的ネットワーク



成年後見人等の受任状況

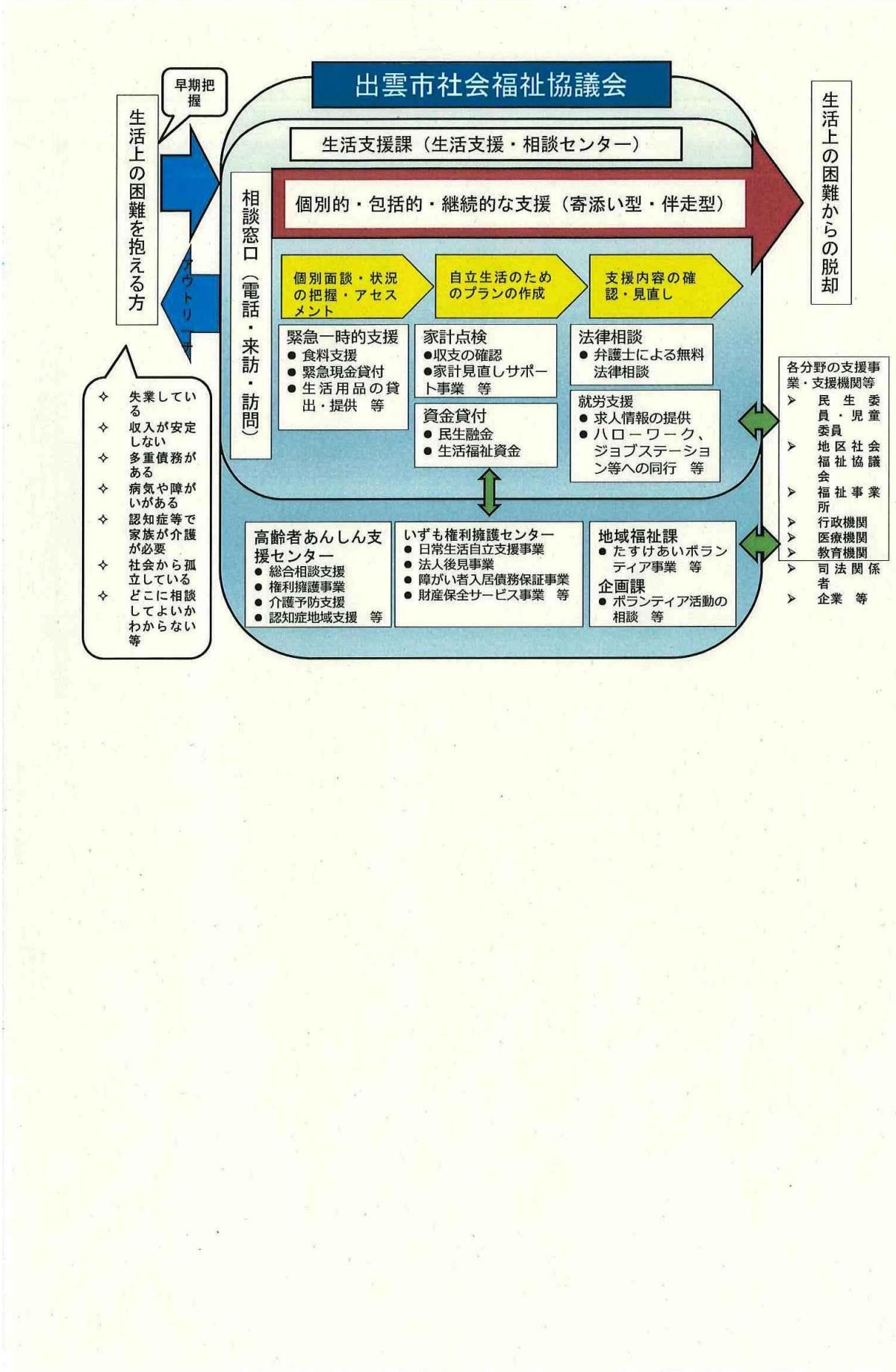


出雲成年後見センターエリアの取り組み



15





大田市成年後見支援センター設置及び運営に関する要綱

(目的及び設置)

第1条 成年後見制度の利用促進及び成年後見人の育成、支援を図り、地域住民の権利擁護の推進に資することを目的として、大田市成年後見支援センター（以下、「支援センター」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 支援センターの事務所は、大田市大田町大田イ128番地 大田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に置く。

(事業)

第3条 支援センターは、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 成年後見制度利用の支援に関すること。
- (2) 成年後見を行う人材の育成、紹介に関すること。
- (3) 後見人に対する支援に関すること。
- (4) 権利擁護の推進に係る啓発、研修等に関すること。
- (5) その他権利擁護の推進に関し、支援センターが必要と認めること。

2 支援センターは、本会が運営する。

(運営委員会)

第4条 支援センターの事業の推進に関し必要な事項を審議するため、大田市成年後見支援センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の組織)

第5条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関する事業又は活動を行う者
- (2) 法律または医療に関し学識経験を有する者
- (3) 行政職員

3 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の会議)

第7条 運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議への不関与)

第8条 委員は、一身上に関する事案若しくは利害関係のある事案については、審議に加わることができない。

(個人情報の保護)

第9条 委員会業務に携わる者は、業務上知りえた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は業務に限りのない目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議等の非公開)

第10条 委員会の会議、会議資料及び議事録は公開しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は本会会長が定める。

(委員の報酬等)

第12条 大田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規定にはよらず、別表のとおりそれぞれ支給する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(召集の特例)

2 最初に召集される委員会は、第7条の規定にかかわらず、本会会長が召集する。

大田市成年後見人材バンク運営要綱

この要綱は、大田市成年後見支援センター設置及び運営に関する要綱（以下「運営要綱」という。）第3条（2）に基づき設置する、大田市成年後見人材バンク（以下「人材バンク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるために制定する。

1 設置目的

人材バンクは、社会貢献的な精神に基づき、後見業務に取り組むことに意欲をもつ市民等で、大田市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」という。）が主催する養成講座修了者を登録し、これまで適切な後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を得られないために成年後見制度を利用できなかった市民等に、制度利用の途を開くことを目的として設置する。

バンク登録後、研修や活動経験を積み、家庭裁判所から後見人等に選任された者を「大田市市民後見人」と称するものとする。

2 運営主体

人材バンクの運営主体は成年後見支援センターとする。

3 成年後見支援センターが実施する事業

成年後見支援センターが人材バンク登録者（以下「登録者」という。）に対し、実施する事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動を紹介する取組
- (2) フォローアップ研修の開催
- (3) 成年後見支援センター運営委員会において、登録者を後見人候補者として家庭裁判所に推薦する取組
- (4) 大田市市民後見人に対して、以下のうちの必要な支援を行う取組
 - ア 専門職を含む後見人等相互の交流と、情報交換を図ることを目的とした後見人等連絡会の開催
 - イ 後見人等からの後見業務等に関する相談への対応
 - ウ 地域における後見人等への、支援体制の構築を目的とした関係機関連絡会の開

催

エ その他、登録者が円滑かつ適切に活動を行うために必要と考えられる支援

- (5) 大田市市民後見人が後見業務を行うにあたって生じたトラブルに関して、家庭裁判所に協力してその解決を図る取組

4 成年後見支援センターが事業を実施するにあたっての留意事項

成年後見支援センターは、3に定める取組を行うにあたっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 登録者が、成年後見制度の適切な推進を図る上で不適切な行為を行った場合には、当該行為に関して十分な審査を行い、必要な手続きを経た上で、その登録を抹消又は停止することができる。
- (2) 登録者を後見人候補者として紹介・推薦を行い、家庭裁判所より選任された場合には、当該登録者は成年後見支援センターの指定する保険等に加入することを条件とする。
- (3) 成年後見支援センターは、大田市市民後見人に対して、隨時活動報告書を求めることができる。
- (4) 成年後見支援センターは、3に定める取組を行うにあたって対応が困難な事例については、運営要綱第4条に定める運営委員会に相談できるものとする。
- (5) 成年後見支援センターは、登録者を任意後見人候補者として紹介はできないものとする。

5 登録者及び大田市市民後見人の留意事項

- (1) 登録者として成年後見支援センターの連絡や指導を受けなければならない。
- (2) 成年後見支援センター等が行う成年後見等に関する研修会に積極的に参加し、実務能力の向上に努める。
- (3) 大田市成年後見人材バンク登録者で都合によりその登録を取り消したい場合、成年後見支援センターに申し出ること。
- (4) 登録者は、成年後見制度の適切な推進を図る上で不適切な行為、及び成年後見支援センターの信頼を失墜するような行為をしてはならない。
- (5) 成年後見人に選任された者は、次の項目について遵守しなければならない。

- ア 成年後見支援センターに対して4カ月に1回、指定の書式に基づいた活動報告書を提出するものとする。また、成年後見支援センターより活動報告書を求められたときは、遅滞なく報告しなければならない。
- イ 本人の最善の利益を優先し、適切な保護支援をしなければならない。
- ウ 家庭裁判所、行政機関、法律や福祉の専門家等と協力し、連携を図るように努めなければならない。
- エ 倫理上、本人又はその家族から財産の寄付、贈与などを受けてはならない。
- オ その職にある期間は当然のこと、その職を終えた後も本人又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

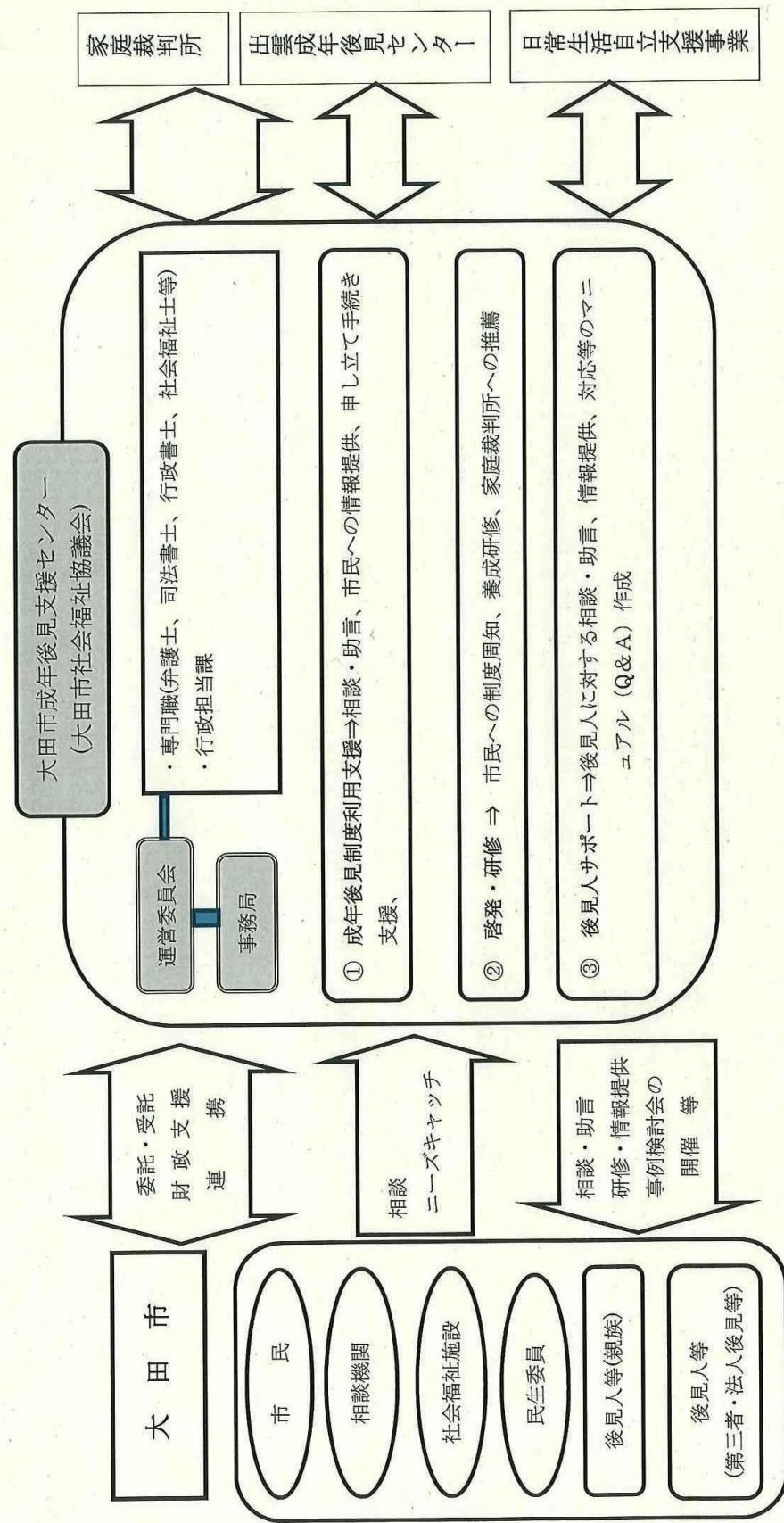
6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、成年後見支援センターが別に定める。

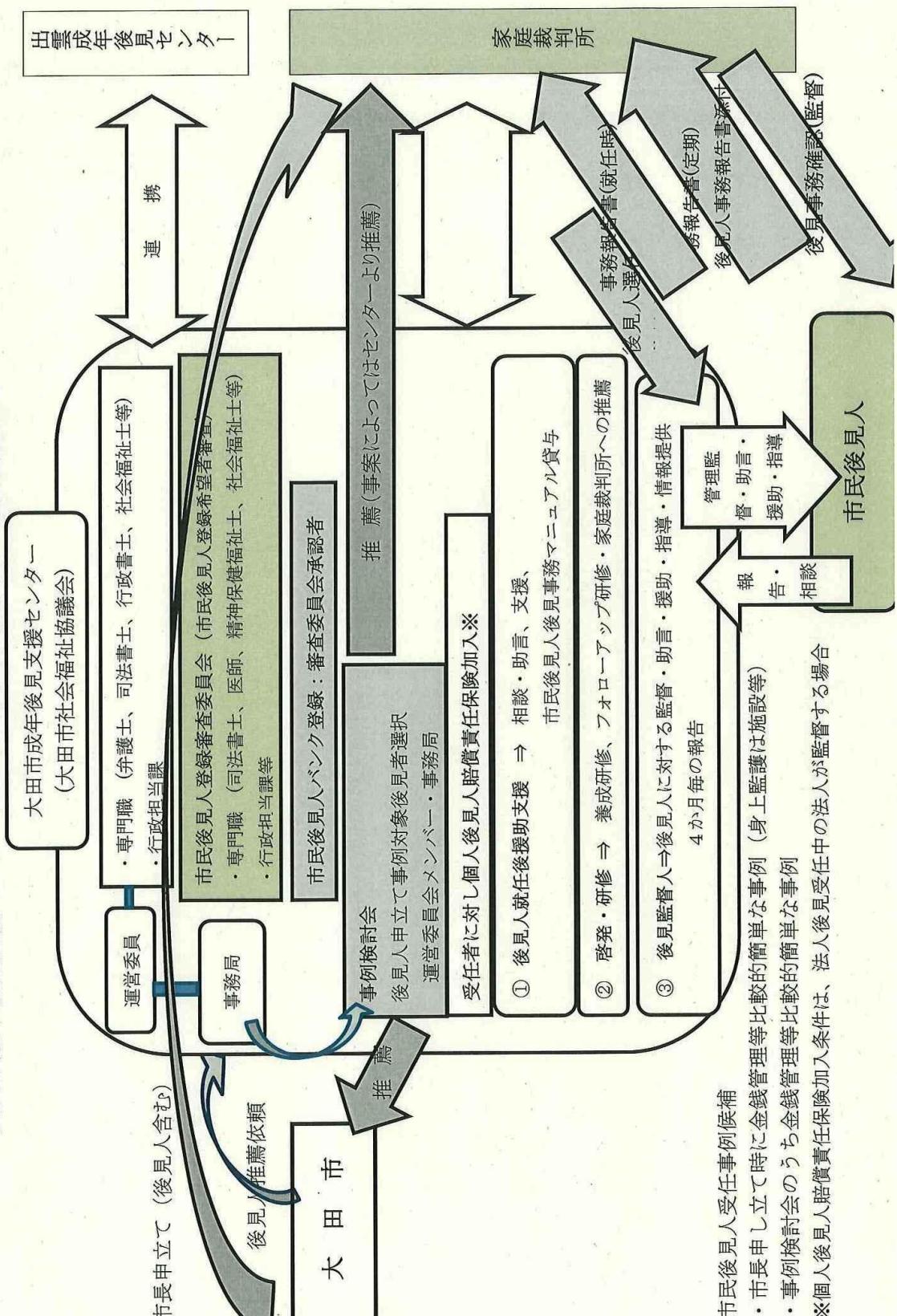
附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

大田市成年後見支援センター イメージ図

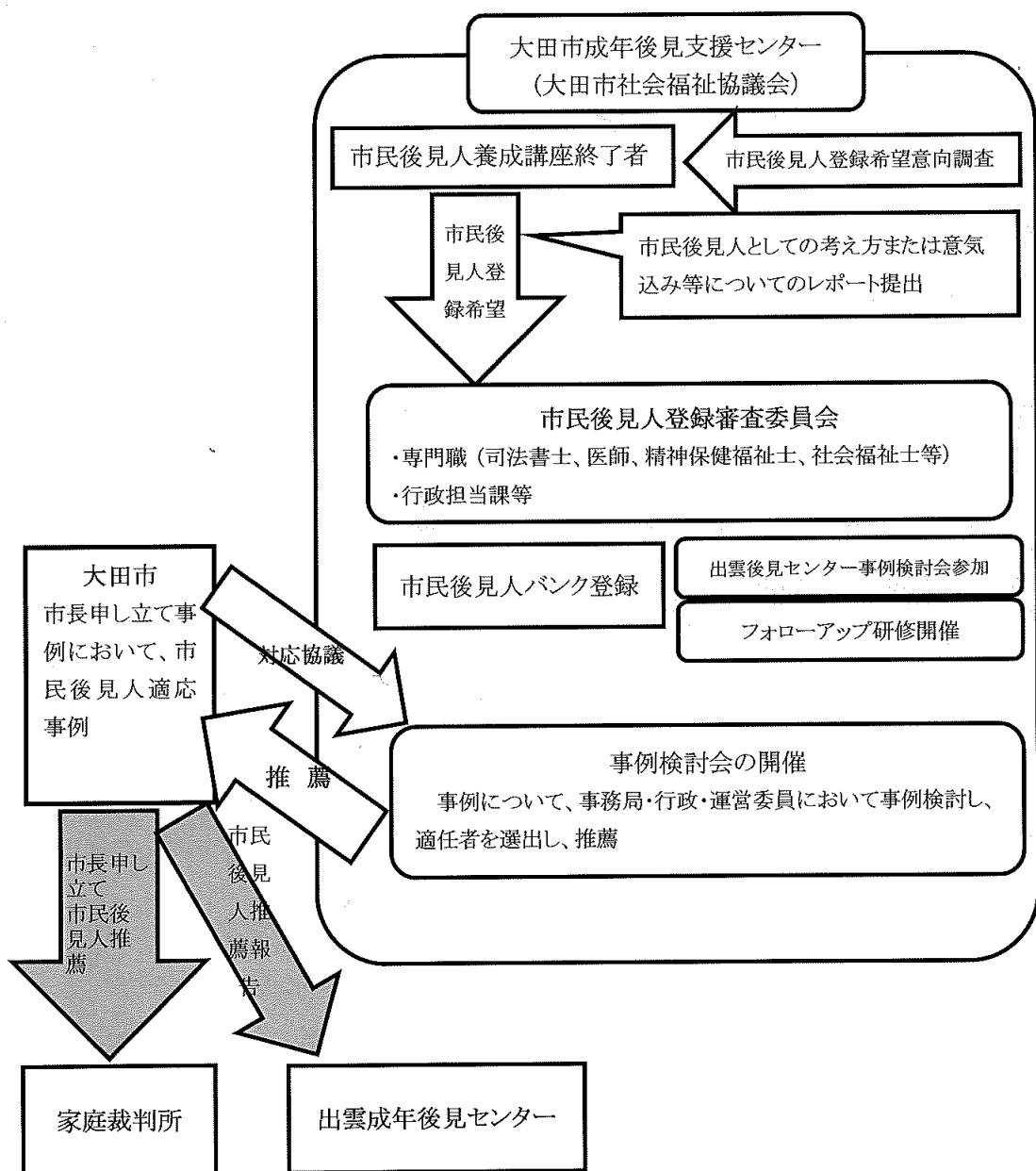


大田市成年後見支援センターでの市民後見人(保佐人・補助人)受託までのフロー

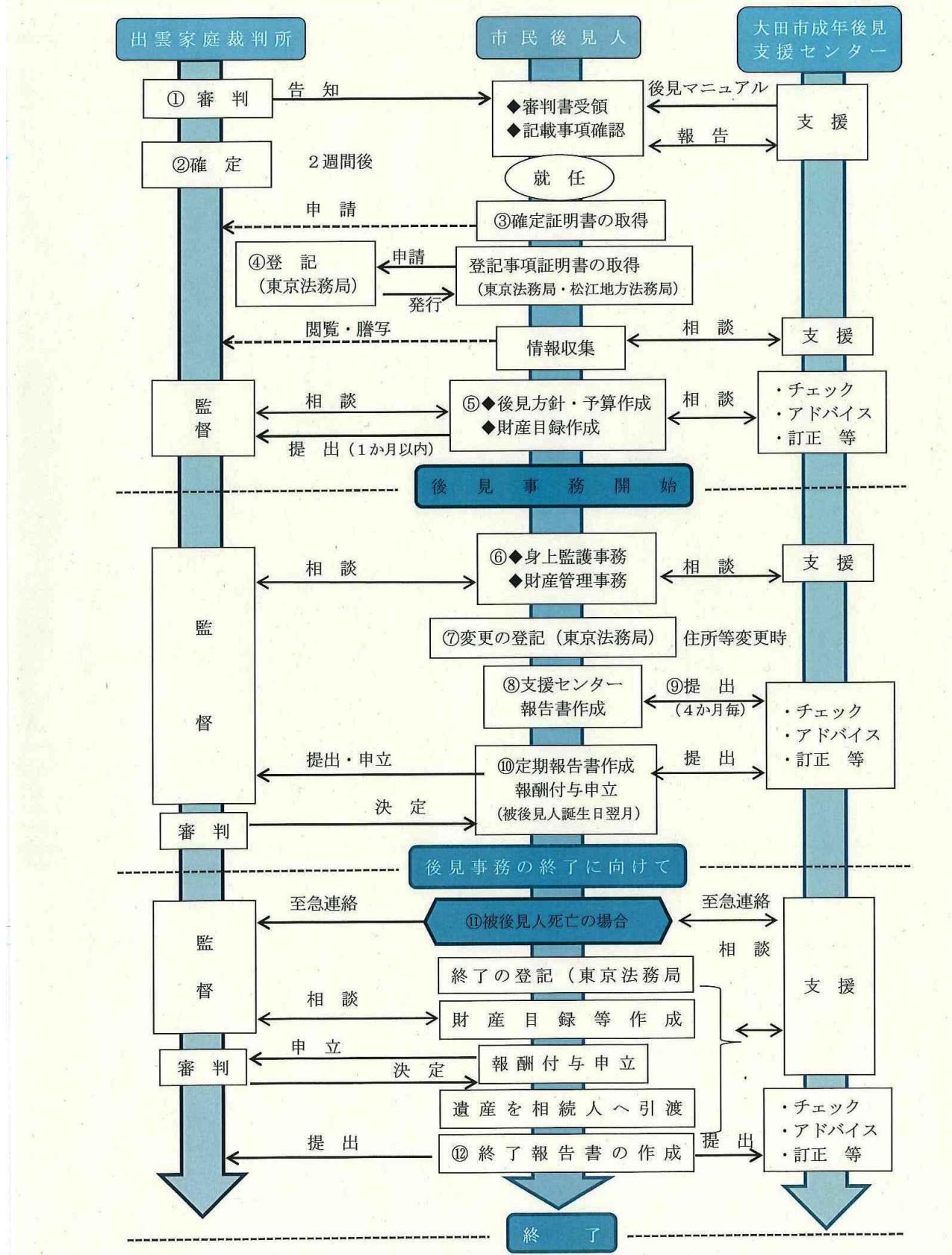


※個人後見人賠償責任保険加入条件は、法人後見受任中の法人が監督する場合

市民後見人候補者選考・推薦手順



市民後見人活動フロー



大田市成年後見支援センター 市民後見人養成状況並びに市民後見人就任状況

2016.12.13

資料5-7

		平成23年度					平成24年度					平成25年度					平成26年度					平成27年度					平成28年度					
		23/10	24/4	24/7	24/10	25/1	25/4	25/7	25/10	26/1	26/4	26/7	26/10	27/1	27/4	27/7	27/10	28/1	28/4	28/7	28/10	29/1										
大田市成年後見支援センター運営																																
市民後見人養成研修	51名受講	32名受講																														
人材ハシク登録審査																																
フォローアップ研修																																
市民後見人ハシク交流会																																
市民後見人選任実績																																
施設上り紹介																																
日常生活自立支援事1件目																																
日常生活自立支援事2件目																																
日常生活自立支援事3件目																																
日常生活自立支援事4件目																																
日常生活自立支援事5件目																																
セータ相談より	7件目																															
セータ相談より	8件目																															
市長申立	9件目																															
市長申立	10件目																															
平成28年12月末5件実施中																																
平成28年12月末バンク登録者29名																																